

北斗市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
4年度	人 44,366	千円 23,222,589	千円 595,944	千円 2,300,627	% 9.9	% 9.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

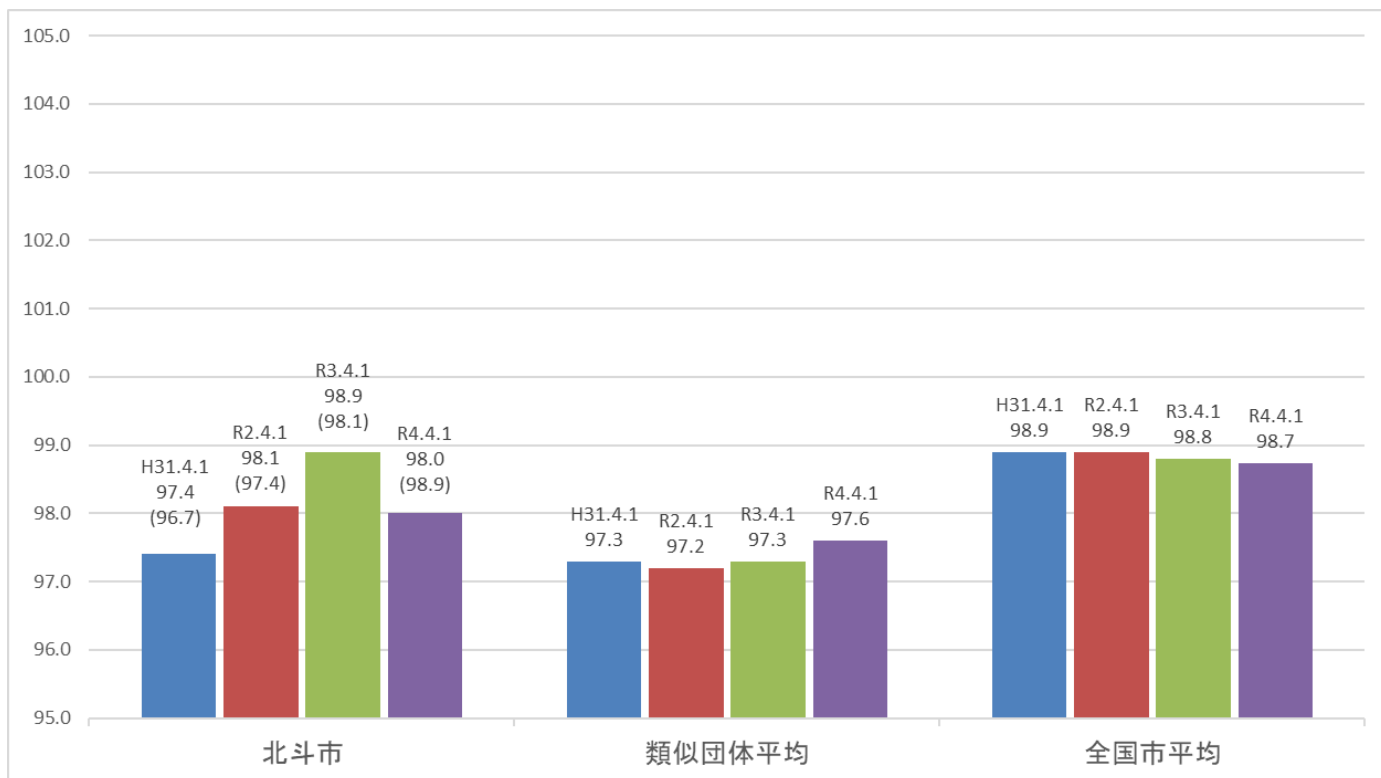
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 227	千円 793,784	千円 154,555	千円 293,124	千円 1,241,463	千円 5,469	千円 5,825

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
—	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
—	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準（東京都特別区20%、札幌市3%）に対し、北斗市においても東京都20%、札幌市3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施。）。

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北斗市	38.5歳	293,242円	346,847円	319,221円
都道府県	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	42.1歳	311,567円	369,566円	338,751円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A / B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
北斗市	53.1歳	13人	337,200円	351,876円	347,584円	—	—	—	—
うち 用務員	52.7歳	12人	336,708円	349,558円	347,416円	用務員	49.1歳	236,600円	1.48
うち 自動車 運転手	58.0歳	1人	343,100円	379,700円	353,800円	乗用 自動車 運転手	59.4歳	194,200円	1.96
北海道	55.8歳	129人	315,400円	343,139円	332,005円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	11人	308,912円	333,353円	321,381円	—	—	—	—

区 分	年収ベース（参考）		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
北斗市	—	—	—
うち用務員	5,804,843円	3,187,900円	1.82
うち自動車 運転手	6,188,462円	2,467,900円	2.50

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年、令和2・3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		北斗市	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

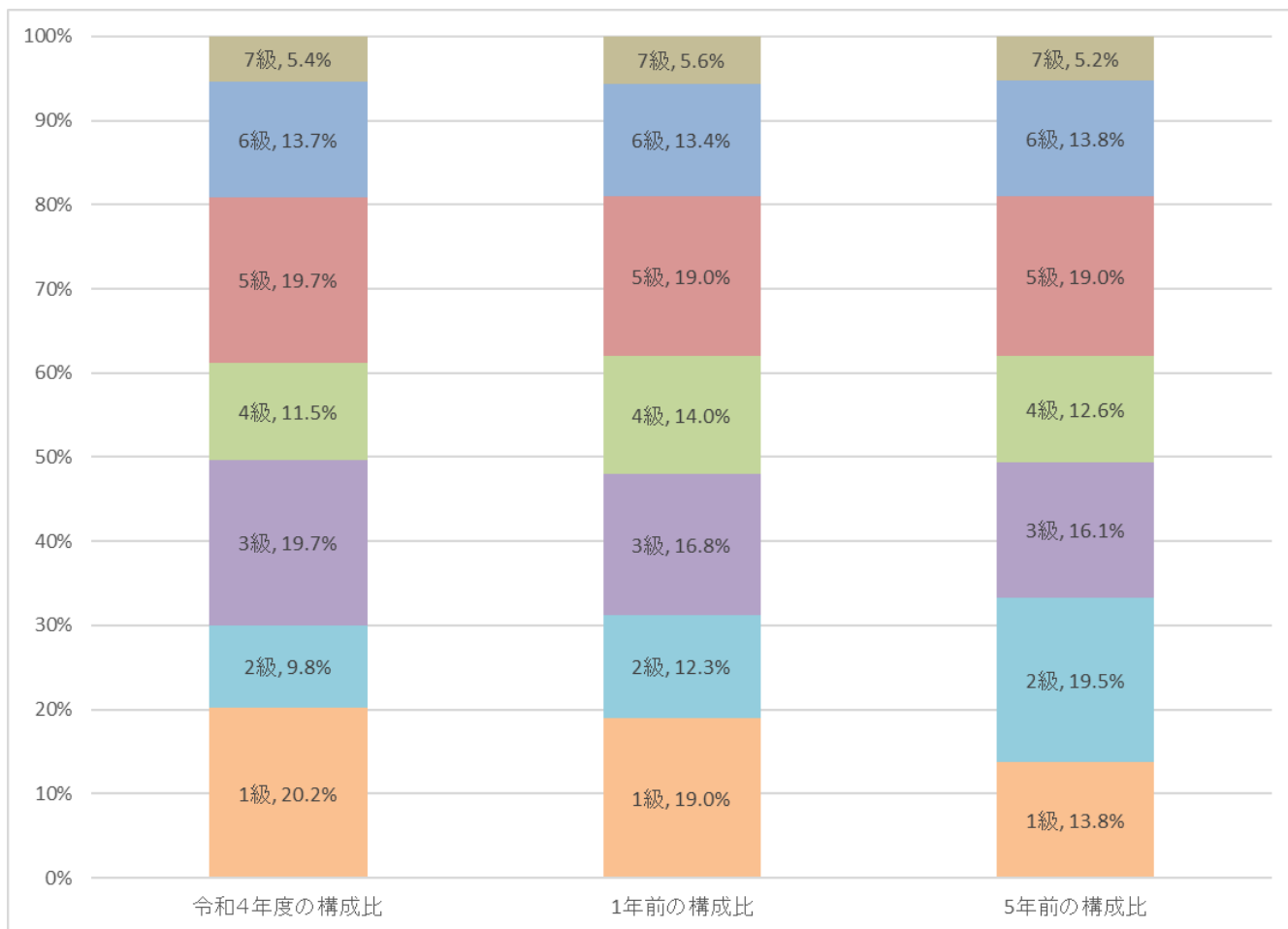
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,500円	309,600円	390,400円	402,300円
	高校卒	214,800円	306,700円	345,100円	367,225円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

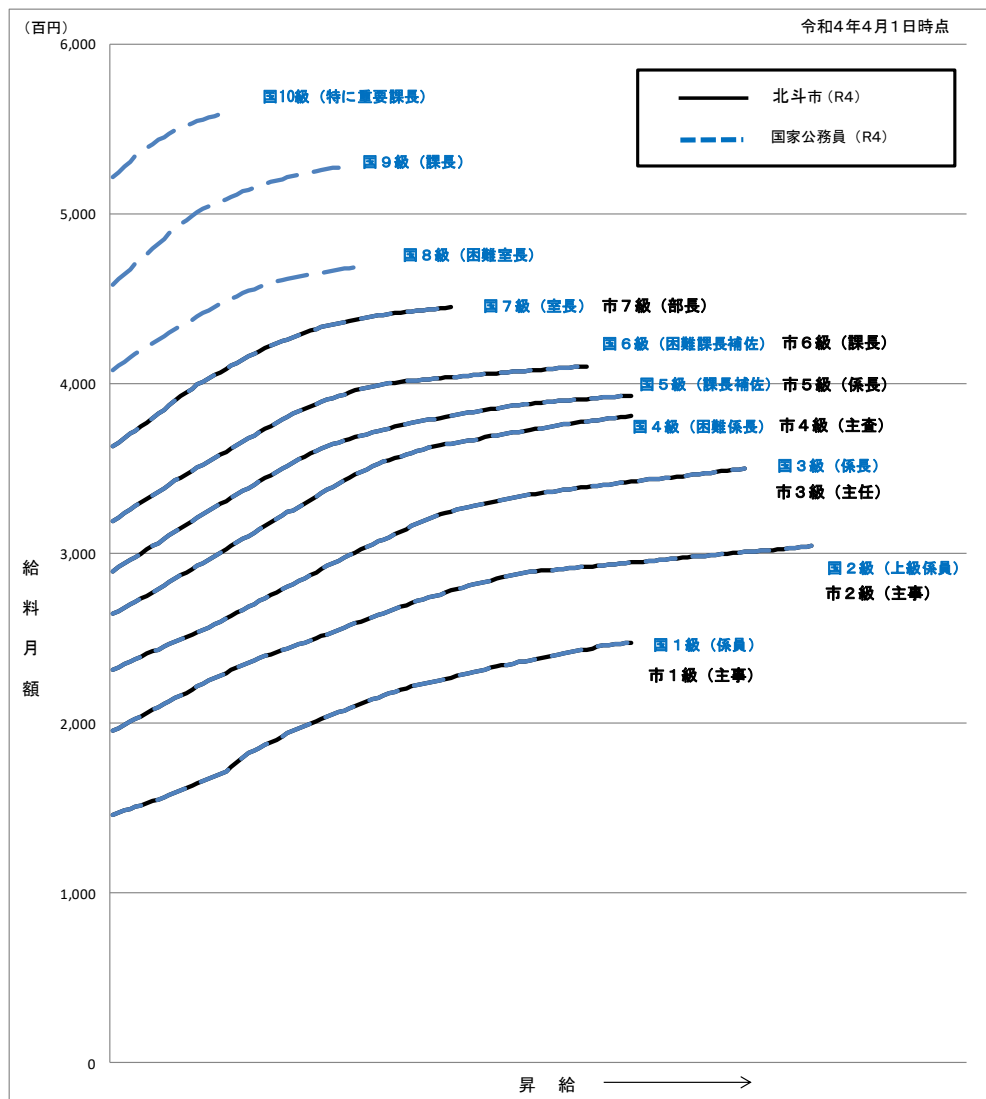
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	37人	20.2%	146,100円	247,600円
2級	主事、技師	18人	9.8%	195,500円	304,200円
3級	主任	36人	19.7%	231,500円	350,000円
4級	主査	21人	11.5%	264,200円	381,000円
5級	係長	36人	19.7%	289,700円	393,000円
6級	課長	25人	13.7%	319,200円	410,200円
7級	部長	10人	5.4%	362,900円	444,900円

- (注) 1 北斗市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（北斗市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北斗市	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,335千円	—	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北斗市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

北斗市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	4,247千円	19,150千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	-%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		432千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		4,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		3.9%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症作業手当		感染症患者等の救護等に従事		日額400円 新型コロナウイルス感染症に係る作業にあつては1日3,000円
死体処理作業手当		死体の収容の作業に従事		1件当たり3,000円
野犬掃とう作業手当	環境課	野犬掃とうの作業に従事		日額2,000円
社会福祉現業手当	社会福祉課	社会福祉法に規定する現業に従事	432千円	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	89,953千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	476千円
支給実績（令和3年度決算）	53,961千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	234千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度・令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)扶養親族 10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円	同じ	—	22,660千円	209,814円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	18,124千円	241,653円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、6月定期券等の実績額を支給	同じ	—	9,317千円	51,475円
管理職手当	(1)部長相当職 70,000円 (2)課長相当職 55,000円	異なる	職級及び金額	25,560千円	672,631円
寒冷地手当	11月から3月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員 月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員 月額12,860円 (3)その他の職員 月額8,600円	同じ	—	17,150千円	75,884円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	950,000円 (—)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円/597,800円
	副 市 長	760,000円 (—)	816,000円/522,400円
報 酬	議 長	450,000円 (—)	512,000円/332,000円
	副 議 長	390,000円 (—)	462,000円/290,000円
	議 員	350,000円 (—)	431,000円/260,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合) 4.40月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	(1期の手当額) (支給時期) 1,948万円 任期毎 983万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

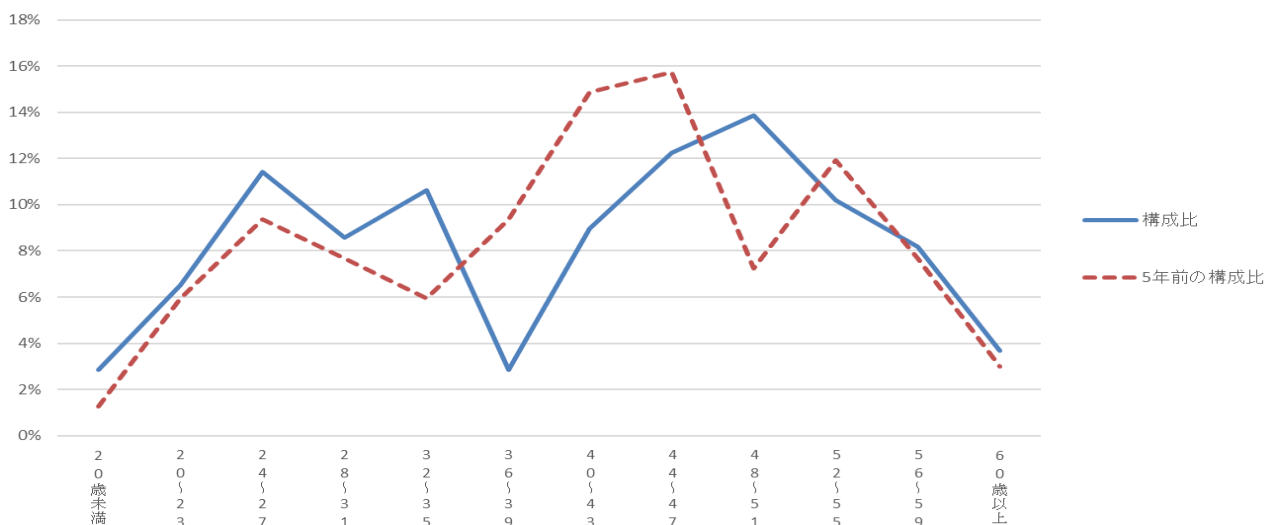
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			令和4年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	課付職員を増 育児短時間勤務終了に伴う減 事務(係)の廃止
		総務	60	59	+1	
		税務	18	19	-1	
		民生	43	44	-1	
		衛生	13	13	0	
労働		1	1	0		
農林水産		16	15	+1		
農林水産		16	15	+1	課付職員を増	
商工	10	10	0			
土木	23	23	0			
計	計	189	189	0	<参考> 人口1万当たり職員数 42.6人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 72.62人)	
部門	教育部門		38	35	+3	事務の新設 欠員補充
	消防部門					
	小計		227	224	+3	<参考> 人口1万当たり職員数 51.16人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31人)
公営企業部門	水道		7	7	0	退職者不補充
	下水道		5	5	0	
	その他		6	7	-1	
小計		18	19	-1		
合計			245 [253]	243 [253]	+2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 55.22人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	7	16	28	21	26	7	22	30	34	25	20	9	245

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間の 増減(率)
一般行政	182	181	178	185	189	189	+7 (+3.8%)
普通会計計	217	215	212	221	224	227	+10 (+4.6%)
公営企業等会計計	18	17	18	19	19	18	0 (0.0%)
総合計	235	232	230	240	243	245	+10 (+4.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 北斗市水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	633,608	190,250	43,166	6.8	13.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	7	29,054	3,145	10,967	43,166	6,167	6,029

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北斗市	46.1歳	354,385円	516,913円
市町村平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北斗市	北斗市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和4年度）1,583千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）1,335千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

北斗市			北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,247千円	19,150千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	— %

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算） 左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	1,114千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	156千円
支給実績（令和3年度決算）	1,557千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	222千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度・令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度 決算）	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 （令和4年度 決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)扶養親族 10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円	同じ	—	714千円	238,000円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、6月定期券等の実績額を支給	同じ	—	176千円	43,800円
管理職手当	(1)部長相当職 70,000円 (2)課長相当職 55,000円	異なる	職級及び金額	660千円	660,000円
寒冷地手当	11月から3月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員 月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員 月額12,860円 (3)その他の職員 月額8,600円	同じ	—	483千円	69,000円

(2) 北斗市下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	1,049,363	54,444	23,880	2.3	2.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	5	15,969	1,940	5,971	23,880	4,776	5,921

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北斗市	34.6歳	255,971円	381,893円
市町村平均	43.9歳	331,629円	493,022円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北 斗 市		北 斗 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和4年度）	996千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）	1,335千円
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

北斗市			北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,247千円	19,150千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	— %

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	575千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	96千円
支給実績（令和3年度決算）	828千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	166千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度・令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)扶養親族 10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円	同じ	—	156千円	78,000円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	621千円	206,933円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、6月定期券等の実績額を支給	同じ	—	187千円	46,750円
管理職手当	(1)部長相当職 70,000円 (2)課長相当職 55,000円	異なる	職級及び金額	0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員 月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員 月額12,860円 (3)その他の職員 月額8,600円	同じ	—	401千円	66,675円